新潟県条例第40号

新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年新潟県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（風俗営業の制限地域） **第３条**　法第４条第２項第２号に規定する風俗営業（法第２条第１項に規定する風俗営業をいう。以下同じ。）に係る営業所の設置を制限する地域は、次のとおりとする。ただし、周辺の環境を勘案して新潟県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定める地域は、この限りでない。 (1)　（略） (2)　都市計画法第８条第１項第１号に規定する第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域（以下「住居地域」という。）で、次に掲げる地域 ア　（略） イ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（以下「学校」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）、新潟県旅館業法施行条例（昭和45年新潟県条例第51号）第２条第１項第９号の規定に基づき、児童福祉施設に類する施設として知事が指定した施設（以下「指定保育所」という。）又は医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院（以下「病院」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）から100メートル以内の地域 (3)　都市計画法第８条第１項第１号に規定する商業地域（次号において「商業地域」という。）で、学校、保育所、幼保連携型認定こども園及び指定保育所の敷地から30メートル以内の地域 (4)　住居専用地域、住居地域及び商業地域を除き、次の表の左欄に掲げる地域について、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、指定保育所及び病院の敷地からそれぞれ同表の右欄に掲げる距離以内の地域 （略） ２　（略） （騒音及び振動の数値） **第５条**　法第15条（法第32条第２項において準用す	（風俗営業の制限地域） **第３条**　法第４条第２項第２号に規定する風俗営業（法第２条第１項に規定する風俗営業をいう。以下同じ。）に係る営業所の設置を制限する地域は、次のとおりとする。ただし、周辺の環境を勘案して新潟県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定める地域は、この限りでない。 (1)　（略） (2)　都市計画法第８条第１項第１号に規定する第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域（以下「住居地域」という。）で、次に掲げる地域 ア　（略） イ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（以下「学校」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、新潟県旅館業法施行条例（昭和45年新潟県条例第51号）第２条第１項第９号の規定に基づき、児童福祉施設に類する施設として知事が指定した施設（以下「指定保育所」という。）又は医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院（以下「病院」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）から100メートル以内の地域 (3)　都市計画法第８条第１項第１号に規定する商業地域（次号において「商業地域」という。）で、学校、保育所及び指定保育所の敷地から30メートル以内の地域 (4)　住居専用地域、住居地域及び商業地域を除き、次の表の左欄に掲げる地域について、学校、保育所、指定保育所及び病院の敷地からそれぞれ同表の右欄に掲げる距離以内の地域 （略） ２　（略） （騒音及び振動の数値） **第５条**　法第15条（法第32条第２項において準用す

る場合を含む。次項において同じ。)に規定する騒音の数値は、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。 （略） 備考　左欄の(2)及び(3)に掲げる地域のうち次に掲げる施設の敷地から50メートル以内の地域にあつては、当該右欄に掲げる数値からそれぞれ５デシベルを減じた値とする。 (1)　（略） (2)　保育所、幼保連携型認定こども園及び指定保育所 (3)～(5)　（略） ２　（略）	る場合を含む。次項において同じ。)に規定する騒音の数値は、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。 （略） 備考　左欄の(2)及び(3)に掲げる地域のうち次に掲げる施設の敷地から50メートル以内の地域にあつては、当該右欄に掲げる数値からそれぞれ５デシベルを減じた値とする。 (1)　（略） (2)　保育所及び指定保育所 (3)～(5)　（略） ２　（略）

附　則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。